

議案第9号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 目 片 信

専決第9号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬  
及び費用弁償に関する条例

平成19年2月1日  
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の特別職の職員で非常勤のもの（以下「広域連合長等」という。）の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「広域連合長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 広域連合長
- (2) その他の非常勤職員

(報酬)

第3条 広域連合長等の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(旅費)

第4条 広域連合長等が、公務のため旅行したときに支給する旅費については、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(平成19年条例第10号)を適用する。

(費用弁償)

第5条 第2条第2号に掲げる者が、広域連合の会議、広域連合議会の会議その他広域連合が開催する会議に出席する場合は、その旅行について費用弁償として別表第2の額を支給する。

(報酬等の支給)

第6条 広域連合長等の報酬及び費用弁償の支給については、次のとおりとする。

- (1) 月額報酬は、その月分を滋賀県の一般職の職員の例により支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
  - (2) 日額報酬及び費用弁償は、その日数等に応じ、適宜支給する。
- 2 広域連合長が月の途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬については、その月分については日割計算とする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区 分       | 報 酬 額 |               |
|-----------|-------|---------------|
|           | 支払方法  | 金 額           |
| 広域連合長     | 月額    | 10,000円       |
| その他の非常勤職員 | 日額    | 予算に定められた範囲内の額 |

別表第2（第5条関係）

| 区 分                                                 | 1日当たりの金額 |
|-----------------------------------------------------|----------|
| 住所地が、太田市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市                    | 2,000円   |
| 住所地が、彦根市、近江八幡市、高島市、東近江市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 | 3,000円   |
| 住所地が、長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町              | 4,000円   |